

小松市放課後児童クラブ運営基準

令和 4 年 6 月改訂

小松市教育委員会生涯学習課

目 次

1. 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 趣旨	
(2) 放課後児童健全育成事業の役割	
(3) 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	
2. 事業の対象となる子どもの発達・・・・・・・・	5
(1) 子どもの発達と児童期	
(2) 児童期の発達の特徴	
(3) 児童期の発達過程と発達領域	
(4) 児童期の遊びと発達	
(5) 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項	
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の内容・・・・・・・・	9
(1) 育成支援の内容	
(2) 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	
4. 配慮を必要とする子どもへの対応・・・・・・・・	13
(1) 障がいのある子どもへの対応	
(2) 障がいのある子どもの受け入れ手順	
(3) 障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	
(4) 特に配慮を必要とする子どもへの対応	
5. 放課後児童クラブの運営・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1) 職員体制	
(2) 子ども集団の規模（支援の単位）	
(3) 開所時間及び開所日	
(4) 利用の開始等に関わる留意事項	
(5) 運営主体	
(6) 労働環境整備	
(7) 適正な会計管理及び情報公開	
(8) 利用料の徴収について	
(9) 運営方針及び計画	

6. 学校及び地域・保護者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(1) 学校との連携	
(2) 保育所、幼稚園等との連携	
(3) 地域、関係機関との連携	
(4) 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	
(5) 保護者との連携	
(6) その他	
7. 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に関するもの・・・・・・・・	29
(1) 施設及び設備	
(2) 衛生管理及び安全対策	
(3) 防災及び防犯対策	
(4) 来所及び帰宅時の安全確保	
(5) 施設・設備検査について	
8. 職場倫理及び事業内容の向上・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(1) 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	
(2) 要望及び苦情への対応	
(3) 事業内容向上への取り組み	

1. 総則

(1) 趣旨

ア この運営指針は、小松市放課後児童健全育成事業に関する条例及び施行規則に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。

イ 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

(2) 放課後児童健全育成事業の役割

ア 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22 年法律第164 号。以下「法」という。）第6 条の3 第2 項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。

イ 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

ウ 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

(3) 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

ア 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場として、ふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じて主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全育成を図ることとする。

イ 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるよう支援することが必要

である。また、関係機関と連携することにより、子どもの生活基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

ウ 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

エ 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

2. 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

(1) 子どもの発達と児童期

- ① 6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。
- ② 児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。
- ③ 学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。
- ④ 身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。
- ⑤ 社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。
- ⑥ 想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。
- ⑦ 児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。
- ⑧ 子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。
- ⑨ 大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

(2) 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ① ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- ② 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- ③ 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- ④ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- ⑤ 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

(3) 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大

きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

ア おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

イ おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

ウ おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

（4）児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組み

や、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

(5) 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

ア おおむね6歳～8歳の子どもの配慮

- ① 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。
- ② 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- ③ 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

イ おおむね9歳～10歳の子どもの配慮

- ① 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- ② 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

ウ おおむね11歳～12歳の子どもの配慮

- ① 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ② ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- ③ 思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

エ 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の間わり方が異なることを理解することも必要である。子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

3 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

(1) 育成支援の内容

ア 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。

イ 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

ウ 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

エ 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

A 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。

- ① 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
- ② 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。（連絡帳の活用、お迎え時の声かけ等により積極的に情報を伝えること。）子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
- ③ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。

B 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

- ① 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
- ② 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
- ③ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。

C 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。

- ① 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。

- ② 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
 - ③ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
- D 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ① 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
 - ② 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
- E 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ① 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
 - ② 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。
 - ③ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
 - ④ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
 - ⑤ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、地域の人材を活用した製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
 - ⑥ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ⑦ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子供達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
 - ⑧ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- F 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ① 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
 - ② 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
 - ③ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- G 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提

供する。

- ① 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
- ② おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
- ③ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ④ おやつについては、計画表を作成し保護者へ周知することが望ましい。

H 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

- ① 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
- ② 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。
- ③ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して月1回以上訓練を行う。

I 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

- ① 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
(連絡帳の活用、お迎え時の声かけ等により積極的に情報を伝えること。)
- ② 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

(2) 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

ア 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- ① 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- ② 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- ③ 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- ④ 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

イ 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ① 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ② 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ③ おやつの発注、購入等

- ④ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理
- ⑤ 保護者との連絡調整
- ⑥ 学校との連絡調整
- ⑦ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ⑧ 会計事務
- ⑨ その他、事業運営に関する記録

4. 配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 障がいのある子どもへの対応

保護者が労働等により昼間家庭にいない場合の小学校に就学している児童などで、障がいのある児童（以下、「障がい児」と称する。）たちに対して、放課後の生活を通して様々な児童と活動をとにすることにより、障がい児の健全育成となるよう努める。

また近年、対人関係が苦手、落ち着きがないといった、放課後児童クラブでの活動に困り感を持った児童の存在がわかってきた。このような児童の健全な育成のために、専任の支援員を配置するように努める。

ア 障がいのある子どもの受入れの考え方

- ① 障がいのある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障がいのある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- ② 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- ③ 障がいのある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- ④ 地域社会における障がいのある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

(2) 障がいのある子どもの受け入れ手順

ア 専任支援員配置の基準

- ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けた児童
- ② 「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた児童
- ③ 特別児童扶養手当の受給が認められた児童
- ④ 児童相談所の判定により、通常の児童と比較してその保育に手立てが必要と認められた児童
- ⑤ 医師の診断により、障害が認められた児童
- ⑥ 特別支援学級に在籍または通級指導教室に通っている児童
- ⑦ 発達支援センターの職員等により、クラブでの活動に専任支援員の配置が望ましいと認められる児童

イ 対象児童

専任支援員配置の対象となる児童は以下の要件を満たすものとする。

他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件を満たしている児童及びその他市が入所を認めた児童のうち、上記アのいずれかに該当する児童。

ウ 入所の判定

入所判定基準

他の児童と同様の判定基準により判定を行うこと。また入所にあたっては、保護者と十分に話し合い、児童の立場を最優先に考えた対応を行って、障がいを理由に入所を断ることがないようにすること。なお必要な場合は専任の支援員を配置すること。

エ 支援員の増員について

保育する場合には、障がいの内容や児童の体格などの条件により、支援員の配置人数の考慮が必要である。児童のクラブでの様子を十分に把握し、保育面を考慮した上で、専任支援員が必要な場合は、事前に生涯学習課へ連絡のうえ、専任支援員配置加算申請書（別要綱）を市に提出すること。

オ 専任支援員配置加算申請書の流れについて

A 基準が（２）アの①～⑥の場合は、専任支援員加配申請書のみ提出

- ① 対象児童の住所・氏名・性別・学年を記入。
- ② 代表者又は主任支援員の所見を記入。
- ③ 専任支援員配置の必要性を十分に説明したうえで、保護者の同意欄に記名・押印してもらう。

（原則保護者の同意が必要ですが、保護者が同意しない場合でも、専任の支援員を配置したほうがよい場合は、無しに○をする。なお、その場合は事前に生涯学習課まで事前に連絡すること。）

- ④ 専任支援員の配置予定期間の記入。
- ⑤ 認定条件に○を記入して、確認書類を準備する。
- ⑥ 対象児童が新１年生の場合は、保育園・幼稚園の所見を記入。
- ⑦ 対象児童が在学生の場合は、小学校の所見を記入。
- ⑧ 専任支援員配置加算申請書と確認書類を生涯学習課へ提出。
- ⑨ 専任支援員の配置後の翌月に月次報告書（その２）により職員の異動を届ける。

B 基準が（２）アの⑦の場合

名前を呼んでも振り返らない。他の児童と上手くコミュニケーションが取れない。不安感が強い。突然の変化に混乱してしまう。などクラブでの活動で困っている児童がいる場合、クラブが専任支援員の配置の必要性を判断する。支援員が必要と判断した場合は生涯学習課へ連絡。連絡を受けた生涯学習課が発達支援センター職員等と連携して児童の確認を行う。

- ① 生涯学習課が発達支援センター職員等の意見を参考に専任支援員の配置を必要と判断した場合、クラブの支援員は児童の保護者へ専任支援員の配置の意義を十分に説

明したあと、児童の困り感や家庭での様子を確認するために、保護者と面談（相談票を記入）する。なお、クラブと保護者がコミュニケーションをとった後に、クラブからの要請があれば、保護者との面談に生涯学習課又は発達支援センター職員が同席する。

- ② 代表者又は主任支援員の所見を記入。
- ③ 保護者の同意欄。（保護者が同意しない場合でも、専任の支援員を配置したほうがよい場合は、無しに○をする。なお、その場合は事前に生涯学習課まで事前に連絡すること。）
- ④ 相談票が出来たら、発達支援センターへ意見書の作成を依頼。
- ⑤ 専任支援員配置加算申請書の4～7に記入。
- ⑥ 専任支援員配置加算申請書、教育相談票、確認書類を生涯学習課へ提出。
- ⑦ 専任支援員の配置後の翌月に月次報告書（その2）により職員の異動を届ける。

カ 関係 機関との連携について

児童の生活経過や日常の対応に関与している機関などは、児童の日常保育を実施するためには連携をする必要がある。保護者と連携先などを協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行うこと。また専任支援員が変わる場合は、事前に生涯学習課へ連絡すること。

（3）障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点

- ① 障がいのある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- ② 継続的な育成支援を行うために、障がいのある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- ③ 障がいのある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解する。
- ④ 障がいのある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。
- ⑤ 障がいのある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- ⑥ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

（4）特に配慮を必要とする子どもへの対応

ア 児童虐待への対応

- ① 虐待への対応でもっとも必要なことは、一刻も早く気づき適切な援助を行うことである。また児童虐待防止法の規定も、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろう場合であれば、

通告義務が生じること」となっており、施行通知にも「こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的に想定されないものと考えられる」となっている。このような法律の趣旨をご理解のうえ、より一層の速やかな通告をお願いしたい。

- ② 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、小松市こども家庭課と連携して、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- ③ 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、速やかに小松市こども家庭課へ速やかに通告した後、小学校へ連絡し、連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

虐待とは

児童虐待を考える上で大切な原則は“子どもの心身の安全を守ること”である。したがって、いくら保護者が子どものためにやっていることであっても、それが子どもにとって有害な行為であったり苦痛を感じていたりすれば、虐待と言える。

児童虐待の分類

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

①**身体的虐待**・・・殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、溺れさせる、逆さ吊りにする、たばこの火を押し付ける、異物を飲ませる、食事を与えない、冬に戸外に閉め出す、縄などにより一室に拘束するなど。

②**性的虐待**・・・性的行為や性的いたづらをする、性器や性行を見せる、ポルノグラフィーの被写体になることや性に関するビデオを観ることを強要するなど。

③**ネグレクト**・・・子どもの危険に対する重大な不注意や健康状態を損なうほどの不適切な養育のこと。十分な栄養を与えない、ひどく不潔なままにする、重大な病気になっても病院へ連れて行かない、家に閉じ込める、子どもの意思に反して学校に行かせない、乳幼児を自動車の中に放置するなど。また、保護

者以外の同居人による子どもに対する虐待行為を、保護者が放置することもネグレクトとなる。

- ④**心理的虐待**…言葉や態度で子どもの心を傷つけること。「おまえなんかどうして産んだんだろうね」などと言う、子どもからの働きかけを無視する、拒否的な態度を示す、など。さらに、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスが行われるなど、間接的なものも、心理的虐待に含まれる。

しつけと虐待との違い

- ◎子ども虐待は、不適切な養育態度の延長線上にあるもので、多くの保護者は「しつけのためにしている」と言う。
- ◎しつけとは、子どもが家庭や社会のルールにかなった望ましい振る舞いを身に付けられるように、親などが子どもに働きかけることである。
- ◎しつけようとするルールは、多くの人が納得できる内容であるはずである。
- ◎しつけに当たっては、「子どもは、時間をかけて繰り返し経験しながら、ルールを身につけていくものである」という認識が必要である。

しつけのためであっても、上記①～④に該当するような行為は、虐待である。

イ 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- ① 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- ② 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

ウ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- ① 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

5. 放課後児童クラブの運営

(1) 職員体制

ア 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（小松市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則第4条の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。

イ 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

ウ 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

エ 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

(2) 子ども集団の規模（支援の単位）

ア 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。

イ 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。ただし、指導による支障がないと判断した場合は、この限りでない。

ウ 支援の単位がおおむね40人を超えた場合は、必要に応じ支援員の増員を行うものとする。（概ね20人に1人の配置が望ましい）

(3) 開所時間及び開所日

ア 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

イ 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とし、各地域の保護者の実態（要望）、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。また保護者の労働などの実態に合わせて延長するよう努める。

- ① 平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・学校の終業時間から午後6時以降
- ② 土曜日、長期休暇及び学校の休業日・・・午前8時00分から午後6時以降

ウ 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日、保護者の実態（要望）、その他の地域の実情等を考慮して、次の基準に基づき、放課後児童クラブごとに設定すること。

- ① 平日、夏休み、冬休み、春休みは開所すること。
- ② 土曜日、学校休業日で開所の必要がある場合は開所すること。
- ③ 日曜日、祝日、年末年始については、原則として開所しない。
- ④ 重大な災害が発生したときは原則として開所しない。（ただし、災害状況や児童の生活状況を考慮し、児童の安全性を最優先に考えたうえで、必要と認められる児童を受け入れることは必要である。）この場合、開所しない場合を想定して、事前に児童の保護者及び学校との協議を行っておくこと。
- ⑤ クラブ周辺で事故や事件が発生した場合または発生する恐れがある場合で、児童の安全確保の面からやむを得ないと判断される場合は休所とする。
- ⑥ 休所の連絡については学校等関係機関との連携を図る。
- ⑦ 上記緊急時の休所措置等については、説明会やパンフレットにより利用者に十分周知しておくこと。

エ 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

（4）利用の開始等に関わる留意事項

ア 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、小学校の入学説明会等を利用して、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。

イ 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。入所希望者に入所案内説明書（例：資料1）の配布を行うこととする。

ウ 利用の開始に当たっては、事前に各放課後児童クラブで児童の安全指導や保護者と支援員のコミュニケーションを図るために保護者説明会を行うこととし、入所児童も支援員と「顔合わせ」する機会があるとよい。また、登降所方法、連絡方法、持ち物、非常時の対応、利用料の納入方法など、入所後の決まりについて記載した「放課後児童クラブ入所のしおり」を配布し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。

る。

エ 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。なお、小学校と保育所等の打合せの機会を利用して関係機関と情報交換すること。

オ 利用対象児童

- ① 小学校1年生から6年生までとする。
- ② 児童は、市内に在住又は在学のいずれかを満たす場合は対象とする。
- ③ 原則、放課後児童クラブの設置されている校下の小学校に通学していること。
- ④ 家庭の諸事情により放課後児童クラブの設置されている校下の小学校に通学することが困難と認められる場合や、児童の健全育成上必要と認められる場合は、③の例外を認める。
(例：間もなく転校する、保護者の病気等により一時的に住居が異なる等)
- ⑤ その他、児童の生活環境や児童の発達状況等から健全育成上、放課後児童クラブが必要と認められる児童を対象とすることができる。

カ 入所に関する事

受け入れの手順

- ① 受付先・提出先 各放課後児童クラブで行う。
 - ② 申込み関係書類
 - ・放課後児童クラブ加入申請書(例：資料2)
 - ・添付書類 父、母は、次のいずれかの書類が必要。
勤務証明書、自家営業・内職証明書、診断書等
(申請書の裏面に証明してもらう)

外勤の場合	勤務証明書・源泉徴収票・採用予定証明書等
自家営業・内職の場合	自家営業・内職就労証明書
出産前後の場合	妊娠証明書・母子手帳のコピー・出産証明書
病気等の場合	診断書・身体障害者手帳等のコピー
看護等の場合	看護に従事していることを証明するもの
- ただし、同一家族から2人以上の児童を同時に申込される場合は、年長児の方に添付してもらう。また、祖父母については、勤務証明書等の添付書類は必要ない。

キ 入所の条件

保護者が、下記のいずれかに該当すること。

- ① 昼間家庭の外で仕事をしているため、児童の保育ができない場合。
- ② 昼間家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしているため、児童の保育ができない場合。
- ③ 出産の前後であるため、児童の保育ができない場合。

- ④ 病気、けが、または心身に障害があるため、児童の保育ができない場合。
- ⑤ 長期にわたる病人や心身に障害がある親族を常時看護しているため、児童の保育ができない場合。
- ⑥ 火災、風水害、地震などで家屋に被害を受け、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
- ⑦ 就労の準備のため学校に通っている場合。
- ⑧ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合。
- ⑨ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合。
- ⑩ その他保護者に係る事情により、児童の健全な育成が確保出来ないと認められる場合。

※保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。同居の祖父母がいるだけでは、入所不適格者にならないことを考慮しておくこと。

ク 入所の決定について

A 入所条件の確認

運営者は、入所基準を調査のうえ、入所条件の確認を行う。

B 入所決定

運営者は、入所決定（承認・不承認）し、保護者に通知する。

C 入所期間

期間は 1 年間とする。

随時途中入所ができるものとする。

1 年毎に入所条件を確認し、入所決定すること。

ケ 定員を超えた場合の対応

A 定員を超えても施設面積（1 人あたりおおむね 1.65 m²）に余裕があれば弾力的に受入をお願いしたい。

B やむを得ず断る場合

- ・入所判定基準を整備する。（運営委員会で決定し、明文化しておく）
- ・保護者に理由を求められた場合入所判定基準に基づく説明を行う。
- ・入所を断った場合は生涯学習課へ連絡する。

コ 退所時の対応

子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

（５）運営主体

ア 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子ど

もの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。

イ 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

- ① 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
- ② 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
- ③ 放課後児童クラブの運営の内容について、小松市が作成する自己点検表にて自ら評価を行い、その結果については、小松市ホームページにて公表する。
- ④ 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
- ⑤ 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項として、次の項目に関する運営規程を定めて、小松市に提出しなければならない。
 - 1 事業の目的及び運営の方針
 - 2 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 3 開所時間及び開所日
 - 4 育成支援の内容及び利用料
 - 5 定員
 - 6 事業の実施地域
 - 7 事業の利用に当たっての留意事項
 - 8 緊急時等における対応方法
 - 9 非常災害対策、
 - 10 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 11 その他事業の運営に関する重要事項
- ⑥ 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
- ⑦ 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。
- ⑧ 放課後児童クラブの運営主体は、事業内容や名称等重要な事項に変更があった場合は、変更の日から1ヶ月以内に放課後児童健全育成事業変更届を小松市に提出しなければならない。

(6) 労働環境整備

ア 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

イ 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要であり、労働安全衛生規則に定める健康診断を年1回受けなければならない。また、手作りおやつなどの調理を行う放課後児童クラブの放課後児童支援

員等については、月 1 回程度の検便（細菌検査）を行うよう努める、それらに係わる経費については、事業主が負担するものとする。

ウ 放課後児童支援員等が安心して働く水準の維持により保育の「質」が担保される側面もあることから、運営費の収支を考慮のうえ、放課後児童支援員の給与を決定すること。

エ 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

A 労働保険（雇用保険及び労災保険）とは

- ① 労災保険は、労働者が業務上の事由（業務災害）または通勤途上（通勤災害）において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合について、労働基準法及び労働者災害保険法で補償される保険である。補償内容については、療養給付、休業給付、障がい給付、遺族給付、葬祭給付がある。
- ② 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

B 労働保険の加入者

- ① 労災保険（労働者災害補償保険法）
常用・日雇、パート、アルバイト等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となる。
- ② 雇用保険（雇用保険法）
雇用される労働者は、常用、アルバイト、パート等、名称や雇用形態にかかわらず、次に該当する場合には、原則として被保険者となる。
・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で 31 日以上雇用見込があること。（65 歳以上で新たに雇用される者、昼間学生、一部季節的雇用の者は除く。）

C 届け出について

- ① 保険関係成立届・・・労働基準監督署へ届け出（雇用保険・労災保険共）
- ② 概算保険料申告書・・・労働基準監督署、石川県労働局、日本銀行のいずれかで納付
- ③ 雇用保険適用事業所設置届・・・ハローワーク小松へ届け出
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届・・・ハローワーク小松へ届け出（新たに労働者を雇い入れるたびに必要）

D その他遵守項目について

- ① 労働時間は、1 日 8 時間以内 1 週間 40 時間以内の勤務とする。（労働基準法第 32 条）

- ② 1日の勤務時間が6時間を超えるときは45分間、8時間を超えるときは1時間休憩すること。（労働基準法第34条）
- ③ 職員に労働条件通知書を交付し労働条件を明示すること。（労働基準法第15条）
- ④ 労働者名簿・賃金台帳等を作成し保存すること。（労働基準法第107条・108条）
- ⑤ 源泉徴収等法定処理を遵守すること。（所得税法第181条以下）
- ⑥ その他各種法令を遵守すること。

（7）適正な会計管理及び情報公開

ア 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

ウ 放課後児童クラブの運営主体は、法人会計基準又は小松市作成の経理指針に基づき、各クラブにおいて経理規定を策定して経理を行うとともに、運営費の収支に関する書類等について、事業の翌年度から起算して10年間保存するものとする。

（8）利用料の徴収について

ア 利用料

放課後児童クラブの利用にあたっては、利用者から利用料を徴収することができる。利用料の額は、保護者や関係機関の意見を聞いて決定することとする。利用料は、放課後児童クラブの運営費以外に充ててはならない。

イ 実費徴収する場合

利用者個人が直接消費するおやつ代・工作実習費等、実費を徴収する場合利用料と区分して徴収すること。また、昼食を提供している放課後児童クラブにおいては、おやつ代と同様に扱うものとする。

なお、利用料におやつ代等の飲食物費を含み徴収しているクラブは、収支決算書に支出項目だけではなく、収入項目にも利用料と分けておやつ代等飲食費を計上するよう注意すること。

ウ 利用料の助成

① ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成

小松市ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業実施要綱の基準に基づき、ひとり親家庭の父または母に対し利用料を助成する。

（対象者）

小松市在住のひとり親家庭の父または母
(児童扶養手当受給と同等の所得制限あり)

(対象児童)

小松市内の小学校に通学し、放課後児童クラブに通所している児童

(助成額)

児童1人当たり上限 3,000 円／月

② 多子世帯放課後児童クラブ利用料助成

小松市多子世帯放課後児童クラブ利用料助成金交付要綱の基準に基づき、第2子以降の児童の放課後児童クラブ利用料を助成する。

(対象者)

小松市在住の 18 歳の年度末までの児童を2人以上養育している保護者（所得制限等要件あり）

(対象児童)

小松市内の小学校に通学し、放課後児童クラブに通所している年長者から数えて2番目以降の児童

(助成額)

児童1人当たり上限 10,000 円／月

(9) 運営方針及び計画

ア 運営方針について

各クラブにおいて運営方針を定め、パンフレット等により保護者へ説明、周知しておくこと。

イ 事業計画について

事業計画として、年間計画と月間計画の2つを作成すること。

年間計画は前年度末までに作成し、年間目標、大きな行事の予定、開所日（又は休所日）などを記載すること。

月間計画は前月の中旬までに作成し、月間目標、開所日（休所日）、行事予定、支援員の勤務体制などを記載すること。

また、月間計画の中で保護者に伝えておくべきことは、クラブだよりに記載して周知することが望ましい。

ウ 具体的な活動内容について

季節ごとの行事や地域の伝統行事、子どもたち自身が興味を持つ遊びなどを盛り込むこと。なお、休養が必要な子どもには、活動を見合わせて休養させる配慮も必要である。

6. 学校及び地域・保護者との連携

(1) 学校との連携

ア 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。

- ① 子どもの下校時間の確認
- ② 行事予定の情報交換
- ③ 児童の支援内容に関する学校との連絡・調整
- ④ 子どもの病気・けがの情報交換
- ⑤ 学校・クラブ行事への参加
- ⑥ 風水害や不審者情報等の安全管理に関する情報連携
- ⑦ 施設の使用に関すること

イ 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

- ① 2ヶ月に1回程度、小学校と定期的に会合を行う。
- ② 年度当初及び年度末は、先生及び児童の入れ替わりがあることから、より緊密な会合を行う。
- ③ 必要に応じて、養護教諭や担任も参加する。
- ④ 会合には、必要に応じ、小松市生涯学習課が参加する。

ウ 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。また、放課後児童クラブの運営主体からの要望があれば、生涯学習課が連携のサポートを行う。

(2) 保育所、幼稚園等との連携

ア 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、入学前に保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

イ 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

(3) 地域、関係機関との連携

ア 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。

イ 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他、地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。また、公民館等が行う行事等に参加・協力するなど、地域住民と積極的に交流を深めること。

ウ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。

エ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

(4) 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

ア 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

- ① 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
- ② 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
- ③ 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。

イ 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- ① 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- ② 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

(5) 保護者との連携

ア 保護者との連絡

- ① 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- ② 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- ③ 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

イ 保護者からの相談への対応

- ① 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- ② 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて小松市や関係機関

と連携する。

ウ 保護者及び保護者組織との連携

- ① 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- ② 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。
- ③ 運営主体は、保護者が事業運営に参画できるように、保護者の意志を集める場として保護者会(父母会)をつくるよう努める。

(6) その他

ア クラブだより・連絡帳について

- ① クラブだよりを月1回以上のペースで発行するよう努めること。
- ② クラブだよりを学校、家庭、地域に配布するなど、関係機関との連携に努めること。

イ 放課後児童クラブの運営主体は、地域・家庭・学校の意見を広く聞く体制をとること。

7. 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に関するもの

(1) 施設及び設備

放課後児童クラブは、児童が家庭の代わりに帰っていく場所であり、一定数の児童が、遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたり、児童が集団で生活をする場所である。また、多数の児童と支援員とが生活するために必要な施設・設備が備えられている必要がある。

ア 施設

- ① 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- ② 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね 1.65 m²以上を確保することが求められる。
- ③ 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- ④ 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- ⑤ 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。
- ⑥ 体調の悪い時等に静養することができる場所を確保する。
- ⑦ 専用区画は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

イ 設備・備品

- ① 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- ② 年齢に応じた遊びや活動ができるように、遊具・図書については、台帳を整備して管理するとともに空間や設備、備品等を工夫する。

(2) 衛生管理及び安全対策

ア 衛生管理

A 総論

- ① 支援員は毎日、児童を観察し、健康管理に努めること。
- ② 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品（体温計、水まくら、消毒液、ばんそうこうなど）その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- ③ 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- ④ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて小松市、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。

- ⑤ 感染症や食中毒、熱中症等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定め、全ての放課後児童支援員等が対応方法を知っておくとともに、保護者とも共有しておく。
- ⑥ 流行時等は石川県や小松市からの情報に十分注意し、安全確保に努める。

B インフルエンザ

- ① 暖房機の使用に伴い室内の湿度がかなり低下した場合、戸やドアを開けて換気する、部屋の窓を定期的にかけて換気する、濡れたタオルなどを干しておくことなど湿度対策をしてください。
- ② 放課後児童支援員等はできるだけマスクを着用する。
- ③ 児童にも可能な限りマスクをするよう指導する。（マスクは1日1回の使いきりとする）
- ④ 鼻水、鼻汁が出るときはポケットティッシュも多めに持参するように指導する。また、使用済みのマスクやティッシュはポリ袋に入れて密閉して捨てる。
- ⑤ 児童の家族、身近な人、学校等で発熱やインフルエンザにかかった情報があれば、関係機関と速やかに連絡をとり対策を講じる。
- ⑥ クラブ内に消毒液を配置するなどし、消毒に努める。
- ⑦ 学級閉鎖時などの緊急時については、学校とクラブで歩調を合わせて対応する。
 - ・インフルエンザの罹患児童は、クラブ出席停止とする。
 - ・学級閉鎖があった場合は、そのクラスの児童はクラブ出席停止とする。
 - ・学校閉鎖時はクラブを全面閉所として下さい。
- ⑧ インフルエンザの対応について、保護者に改めて通知するなど、連絡を密にする。

C ノロウイルス

- ① 健康観察を徹底する。
- ② 有症状者（嘔吐、下痢等）の隔離と病院への受診を勧める。
- ③ 施設内の消毒を徹底する。（塩素消毒）
- ④ 手洗いの徹底を指導する。（原則、手洗いはペーパータオルでのふき取り）
- ⑤ 食品の提供の際は加熱処理する。

D 熱中症

- ① のどの渇きを感じなくても、こまめに水分補給・塩分補給を行う。
- ② 扇風機やエアコンを使った温度調整やこまめな換気、遮光カーテン、すだれ、打ち水などによる熱中症になりにくい環境をつくり、こまめな室温確認、暑さ指数を確認する。
- ③ 保冷剤や氷、冷たい水などにより体を冷却し体調に合わせた取組みを行う。
- ④ 外出時には、帽子の着用、日陰に利用、こまめな休憩を行う。

イ 事故やケガの防止と対応

事故の発生を防ぐために、施設の安全管理に努めるとともに、発生した時には速やかに対応出来るよう非常災害計画（緊急対応マニュアル）を作成する。

- ① 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の

安全点検も含まれる。

- ② 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- ③ 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- ④ おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- ⑤ アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前に相談し対策を十分に行うこと。
- ⑥ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び小松市に報告する。
- ⑦ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。（国の事故情報データベースも活用）
- ⑧ 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、全ての利用者が被保険者となる傷害保険等に加入しなければならない。
- ⑨ 緊急時のために、AEDを配置（近隣施設の活用）するとともに、適切で速やかな使用のために、講習を受講すること。

事故が発生した場合

- ① 放課後児童支援員等は応急処置などの対応を速やかに行うこと。
- ② 保護者に連絡を取り、保護者の判断または同意を得ること。
- ③ 保護者との連絡が取れない場合は、クラブでの対応も想定しておくこと。
- ④ 下記の場合においては、電話等で速やかに市担当課（生涯学習課）へ事故等の報告をした後、文書で報告すること。

【緊急事案報告書（資料3）による報告が必要な場合】

- ・死亡事故
- ・通院以上の負傷
- ・疾病を伴う重篤な事故
- ・その他、重大なトラブル（児童同士・保護者・地域等）についても報告すること。

【月次報告書（別要綱）による報告が必要な場合】

- ・その他の事故

（3）防災及び防犯対策

ア 一般原則

- ① 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（月1回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。なお非常災害計画（緊急対応マニュアル）の作成の際には、下記について必ず網羅すること。
 - ・職員連絡網の整備

- ・関係先連絡網の整備
 - ・避難場所の場所及び経路の確認
 - ・緊急時の役割分担の設定
 - ・訓練実施計画
- ② 市町村や学校、警察等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
 - ③ 実際の訓練を通して、問題点を把握するとともに、PDCAサイクルの視点から必要に応じて随時マニュアルの整備を行うこと。
 - ④ 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
 - ⑤ 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。
 - ⑥ 関係先連絡網及び避難経路については、活動室等に掲示すること。
 - ⑦ 全ての放課後児童支援員等が非常災害計画（緊急対応マニュアル）に対して共通理解をしていること。

イ 防火

- ① 消防計画を策定し、避難訓練を実施する。
- ② 防火管理者を置く必要のある放課後児童クラブは、防火管理者研修を受けるものとする。
- ③ 消火器等の消防設備は、いつでも使える状態にしておく。

防火管理者を置く必要のある放課後児童クラブ

※ 特定防火対象物（収容人数 30 名以上の公民館、児童館など集会施設）

300 m²未満 乙講習（1 日）

300 m²以上 甲講習（2 日）

※ 非特定防火対象物（収容人数 50 名以上の学校、子育てセンターなど）

500 m²未満 乙講習（1 日）

500 m²以上 甲講習（2 日）

小学校内のクラブについては、防火管理者は小学校の先生となる。

（小学校に併設の子育てセンターは、放課後児童クラブで防火管理者を置く必要がある。）

ウ 防犯・不審者対策

- ① 防犯ベルの設置等、クラブの実情に応じた防犯対策を講じること。
- ② 地域の警察等関係機関との連携を密にすること。
- ③ 進入状況に応じて 2 箇所以上の避難経路を決めておくこと。

エ 防災

- ① 天気予報による警報等により事前に点検・準備をしておくこと。

- ② 学校休校への対応は、学校と打合せを行い、共通理解を持つておくこと。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

A 来所及び帰宅時の注意点

- ① 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合っ
て安全を確保する。
- ② 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活
動等の取り組みを行う。

B 来所時注意点

- ① なるべく小学校から放課後児童クラブまでは、グループで登所するよう指導するこ
と。
- ② 居残り等により、来所時間が予定と異なる場合もあることから、必要に応じて、学
校や保護者と連絡を取り合って安全を確保する。
- ③ 学校からクラブまでの経路を支援員が歩いて安全確認し、児童に指導すること。

C 帰宅時の注意点

- ① 保護者が迎えにくることを原則とする。
- ② 誰が迎えに来るかを事前に把握しておくとともに、いつもと違う人が迎えに来る場
合は、保護者に確認した上で引き渡すこと。
- ③ 放課後児童支援員等と保護者のコミュニケーションの場にもなることを意識する。
- ④ 児童だけを自宅に帰す場合は、事前に保護者の同意を得るとともに、安全性を十分
に検討することが必要。その際には、保護者と児童と一緒に通路経路の安全確認を
行うよう呼びかけること。

(5) 施設・設備検査について

児童の安全対策や建物等の危険箇所の事前把握、防犯予防などのために次の点検の実
施に努めること。

A 日常の点検について

- ① 毎日の点検を要するもの

◇室内

玄関、窓等の施錠点検

電灯の点灯点検

ガスの元栓開閉点検

電気設備機器等の点検

水道蛇口の開閉点検

清掃状況の点検

その他必要と思われるもの

◇屋外

建物外周の状況点検

固定遊具の状況点検

物置、倉庫の状況点検

その他必要とおもわれるもの

② 毎月の点検を要するもの

室内遊具の状況

ガス漏れ点検（メーター器での確認）

非常警報機の動作点検

その他必要と思われるもの

イ クラブ以外の場所で活動する場合（遠足等の行事も含む）についても、安全点検を行うこと。

ウ 点検の際は点検表（例：資料４）を用いて、点検漏れがないようにする。

8. 職場倫理及び事業内容の向上

(1) 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

ア 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

イ 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- ① 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ② 児童福祉法第33条10各号に掲げる児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ③ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ④ 守秘義務を遵守する。
- ⑤ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ⑥ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ⑦ 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ⑧ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

ウ 放課後児童支援員等は、適切な遊びおよび生活の場を与え健全な育成を図るために、次の業務等を行う。

- ① 子どもたちの保育（外遊び、室内遊び）
- ② 支援員同士の打合せ
- ③ 出席簿や日誌の記録
- ④ お便りの発行と連絡帳などの記録
- ⑤ おやつ準備
- ⑥ 諸経費の管理
- ⑦ 家庭との連携（子どもの状況把握、相談）
- ⑧ 学校との緊密な連携及び地域の生活環境づくり
- ⑨ 施設・設備・備品の管理と環境整備
- ⑩ 子どもの生活を豊にするための遊びや活動の研究
- ⑪ 支援員として知り得た情報の守秘義務
- ⑫ 苦情受付
- ⑬ その他放課後児童クラブの運営に必要な業務

エ 放課後児童支援員等の資格について

- ① 放課後児童支援員等のうち1人は「小松市放課後児童健全育成事業に関する条例施

行規則」第4条に定める資格を有すること。

- ② 放課後児童クラブの運営主体は、上記アに定める資格を積極的に取得するよう放課後児童支援員等に促すこと。

(2) 要望及び苦情への対応

ア 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。

イ 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。

- ① 苦情解決責任者（意見・要望などの相談解決責任者）

苦情解決の責任主体を明確にするため、放課後児童クラブ代表者・役員などが苦情解決責任者となること。

- ② 苦情受付担当者（意見・要望などの受付担当者）

支援員の中から苦情受付担当者（複数でも可）を決める。

- ③ 第三者委員

放課後児童クラブの代表と支援員のみであると一方的な判断となる可能性もあるため運営委員や地域の児童委員等を第三者委員として選任することが望ましい。

- ④ 苦情解決の仕組みを施設内に掲示したうえで、入所案内などで保護者へ周知すること。

ウ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

エ 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

オ 要望や苦情内容について、必要に応じて小松市へ報告するものとする。

(3) 事業内容向上への取り組み

ア 職員集団のあり方

- ① 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

- ② 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

イ 研修等

- ① 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練

や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。

- ② 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- ③ 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。
- ④ 研修に参加した放課後児童支援員等は、クラブ内で資料の回覧や勉強会を通して研修成果を共有するように努める。

ウ 運営内容の評価と改善

- ① 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について小松市が作成する自己評価表により自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、年に1回以上アンケートを実施し、保護者の意見を聞くよう努める。
- ③ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。
- ④ 自己評価表後、小松市が行う実地調査に協力するとともに、必要に応じて、帳簿やマニュアルを提出する。
- ⑤ 実地調査を行った結果、改善を求められた場合、速やかに措置を講ずるものとする。

放課後児童クラブ入所案内説明書

放課後児童クラブとは、保護者等が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後に安全な生活の場を確保し、児童の健全育成を行う施設です。

1 対象児童

○登録児童
小松市内の小学校に通学する児童で、（特別支援学校の児童も含む）で、保護者が次のいずれかに該当する場合。
・ 昼間家庭の外で仕事をしているため、児童の保育ができない場合 ・ 昼間家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしているため、児童の保育ができない場合 ・ 出産の前後であるため、児童の保育ができない場合 ・ 病気、けが、または心身に障害があるため、児童の保育ができない場合 ・ 長期にわたる病人や心身に障害がある親族を常時看護している為、児童の保育ができない場合 ・ 火災、風水害、地震などで家屋に被害を受け、その復旧の間、児童の保育ができない場合 ・ 就労の準備のため学校に通っている場合 ・ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合 ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合 ・ その他保護者に係る事情により、児童の健全な育成が確保出来ないと認められる場合
○一時預かり児童
保護者の事情により、一時的に上記事由が発生した場合は、当日利用状況により一時受入を認めることができます。

2 利用時間・休業日・利用料

・利用時間	学校の授業日 放課後から午後 6 時まで 学校の休業日等 午前 8 時から午後 6 時まで
・休業日	日曜日・祝日・年末年始 その他感染症等による学年・学級閉鎖などにより臨時に休所する場合があります。
・利用料	○登録児童 ・ 月額 6,000 円（土曜など 1 日保育を利用する場合は、+1,000 円） ・ 8 月のみ 9,000 円 ○一時預かり児童 ・ 4 時間以内 1,000 円 ・ 8 時間以内 2,000 円（8 時間を超えた場合 1 時間ごと 250 円加算）
・その他	傷害保険料として、800 円が必要

※児童クラブにより利用時間・休業日・利用料が異なりますので、詳細は各児童クラブに確認ください。

※ひとり親家庭の場合、利用料助成の対象となる場合がありますので、小松市こども家庭課（TEL 24・8054）にご相談ください。（助成開始は申請時からになります）

3 入所手続

4月1日からの申込みについて次のとおり受付します。（ただし、随時途中入所可）

（1）受付期間

1月4日～2月28日

※年度途中での入所や一時預かりの申請については、利用日の5日前までに申請をお願いします。

（2）受付・提出先

入所を希望する児童クラブで加入申請書等を受け取り、必要事項を記入後、直接、児童クラブへ提出してください。

（3）申込関係書類

① 放課後児童クラブ加入申請書

② 添付書類

父、母は、次のいずれかの書類が必要です。

（加入申請書の裏面をご確認ください。）

○外勤の場合 勤務証明書・源泉徴収票・採用予定証明書等

○自家営業・内職の場合 自家営業・内職就労証明書

○出産前後の場合 妊娠証明書・母子手帳のコピー・出産証明書

○病気等の場合 診断書・身体障がい者手帳等のコピー

○看護等の場合 看護に従事していることを証明するもの

※ただし、同一家族から2人以上の児童を同時に申込される場合は、年長児の方に添付してください。また、祖父母については、勤務証明書等の添付書類は必要ありません。

※加入申請書につきましては各児童クラブにありますので、お問い合わせください。

4 その他

原則として、保護者の方に児童のお迎えをお願いしています。閉所までにお迎えができない場合等は、ファミリーサポートセンターの利用をお願いします。

(資料2)

受付 NO,

年 月 日

令和 年 度

放 課 後 児 童 ク ラ ブ 加 入 申 請 書

放課後児童クラブに加入したいので、次のとおり申請します。

放課後児童クラブ名								
保護者	住 所 小松市 町 番地			学校名・学年				
	氏 名 (印) (TEL)			小学校 年				
児 童	氏名		性別	生年月日		年齢	血液型	平熱
	フリガナ		男 女	平成 年 月 日		歳	型	℃
家 族 の 状 況 (本人含まず)	氏名	続柄	年齢	不在理由 (○で囲む)		休日(曜日)	勤務時間等	
				就労・自営・農業・病気療養・ 出産・家族介護・その他			平日 ~ 土曜 ~	
				就労・自営・農業・病気療養・ 出産・家族介護・その他			平日 ~ 土曜 ~	
				就労・自営・農業・病気療養・ 出産・家族介護・その他			平日 ~ 土曜 ~	
				就労・自営・農業・病気療養・ 出産・家族介護・その他			平日 ~ 土曜 ~	
				就労・自営・農業・病気療養・ 出産・家族介護・その他			平日 ~ 土曜 ~	
				就労・自営・農業・病気療養・ 出産・家族介護・その他			平日 ~ 土曜 ~	
				就労・自営・農業・病気療養・ 出産・家族介護・その他			平日 ~ 土曜 ~	
月平均利用日数			平常利用 約 日 , 8月利用 約 日					
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日							
利用時間	平日		土曜日		春・冬・夏休み			
	放課後 ~ :		: ~ :		: ~ :			
今までにかかった主な病気・予防接種の有無 (かかった, 接種したものを○で囲む)								
病名	はしか・みずぼうそう・おたふくかぜ・風疹 (三日はしか)							
予防接種	はしか・みずぼうそう・おたふくかぜ・風疹 (三日はしか)							
大病をしたことがありますか	無・有 (病名)							
持病をもっていますか	無・有 (病名)							
アレルギーはありますか	無・有 (内容) ※有と回答された方は, 下記の「アレルギー管理票の提供について」にご回答の上, クラブとの面談をお願いします。							
アレルギー管理票の提供について	小学校が作成する「アレルギー管理票」について, クラブが学校から提供を受けることに同意します。 氏名: 印							
かかりつけ病院	内科		外科					
保 険 証	名称		記号		番号			
習い事など	曜日	時 間		習い事など	曜日	時 間		
		時 分から				時 分から		
		時 分から				時 分から		
緊急連絡先 (2ヶ所以上)	連絡先 (父・母・祖父・祖母・その他) 電話番号 () 電話番号 ()							

裏面も必ずご記入ください。

(資料2)

勤務の証明について記入をお願いします。

- ・現在勤務されている勤務先の源泉徴収票を提出される場合は勤務証明は不要です。
- ・自家営業・内職就労または病中や看護の証明書は、民生児童委員などの証明が必要です。

※ 次に該当する方は勤務証明は必要ありません。

- ・祖父母の方
- ・病気療養中で証明できるものを提出された方
- ・障がい手帳の写しを提出された方、出産予定で母子手帳写し（出産予定日明記）を提出された方

勤務証明書 氏 名 1 勤務形態 【 常勤 ・ パート ・ その他 】 その他の場合 () 2 勤務時間 【 定時 : ~ : 】 不定の場合内容 () 3 休 日 【 土日祝 ・ 平日 (曜日) 】 不定期の場合内容 () 4 仕事内容 上記の者は、当事業所に勤務していることを証明します。 年 月 日 事業所所在地 会社名又は 事業主名 (印)	勤務証明書 氏 名 1 勤務形態 【 常勤 ・ パート ・ その他 】 その他の場合 () 2 勤務時間 【 定時 : ~ : 】 不定の場合内容 () 3 休 日 【 土日祝 ・ 平日 (曜日) 】 不定期の場合内容 () 4 仕事内容 上記の者は、当事業所に勤務していることを証明します。 年 月 日 事業所所在地 会社名又は 事業主名 (印)
勤務証明書 氏 名 1 勤務形態 【 常勤 ・ パート ・ その他 】 その他の場合 () 2 勤務時間 【 定時 : ~ : 】 不定の場合内容 () 3 休 日 【 土日祝 ・ 平日 (曜日) 】 不定期の場合内容 () 4 仕事内容 上記の者は、当事業所に勤務していることを証明します。 年 月 日 事業所所在地 会社名又は 事業主名 (印)	自家営業・内職就労・病中看護中等 証明書 事 業 主 氏名 家族従業員 氏名 氏名 1 事業所所在地 2 事業の種類 3 就労時間 事 業 主 : ~ : 家族従業員 : ~ : 4 農業の場合 耕作面積・田 アー・畑 アー 5 病中や家族看護の場合の状況 () 5 を証明できる方 (間柄 氏名) 上記の者は、自家営業・内職または病中・看護中であることを証明します 年 月 日 民生児童委員・町内会長 (またはクラブ代表) (印)

* その他、児童について家庭から注意事項等がありましたら、別書面にて提出してください。

【アレルギー調査票】

児童氏名		学 年	年
対象食物			
おやつへの配慮	除去食が 必要 ・ 不要		
聞き取り表			

様式第 14 号 (第 9 条関係)

緊急事案報告書

報告日時	令和 年 月 日 () 時 分					
報告者	クラブ名				氏名	
対象児童	ふりがな 氏 名			生年 月 日	平成 年 月 日	
	性別	男 ・ 女	学校・学年	小学校 年生		
発生時の体制	児童数	名	支援員数	名	内認定資格所持者数	名
発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃					
発生場所						
負傷等の状況						
発生状況	原因					
	発生状況 (必要に応じて写真・図面を添付)					
	発生後の対応					
	今後の予防策等					
	特記事項					

※通院以上の負傷や重大なトラブル等が発生した場合は、初期対応後、速やかに報告してください

生涯学習課 FAX : 23-3563

(資料4)

安全点検表

	点検項目	チェック	方法
1	玄関戸に破損はないか（特に鍵）		目視
2	照明器具の落下の危険はないか		目視
3	照明設備は正常に作動するか		作動
4	壁に危険な突起物はないか		目視
5	床に危険箇所はないか		目視
6	音響施設やテレビ等に破損・落下の危険はないか		目視
7	看板等に落下の危険はないか		目視
8	黒板・額などにぐらつきや危険箇所はないか		負荷・目視
9	空調設備は正常に作動するか		作動
10	電話は正常に作動するか		作動
11	机に破損箇所・ぐらつきはないか		負荷・目視
12	いすに破損箇所・ぐらつきはないか		負荷・目視
13	鏡やガラス製品に破損箇所はないか		負荷・目視
14	室内ドアなどに不具合、破損箇所はないか		負荷・目視
15	窓ガラスに破損はないか		負荷・目視
16	窓の開閉はスムーズか		負荷・目視
17	カーテン・ブラインドに破損箇所がないか		負荷・目視
18	避難器具は正常に作動するか		作動
19	非常灯は正常に作動しているか		目視
20	消火器の使用期限は切れていないか		目視
21	書棚や重い物にぐらつき、転倒の危険はないか		負荷・目視
22	衣装かけフック等に危険箇所はないか		負荷・目視
23	下足箱に危険箇所はないか		負荷・目視
24	子どもの遊具に危険箇所はないか		負荷・目視
25	施設周辺に危険物などが落ちていないか		目視
26	外のフェンスや遊具などに危険箇所はないか		負荷・目視
27	周辺の木々などにハチの巣や毛虫など危険箇所がないか		目視
28	非常携行品の確認・配置場所を全員が把握しているか		確認・目視
29	不審者対策の防護できるものを全員が把握しているか		確認・目視
30	前回の避難訓練時等の要改善箇所は改善されているか		確認
上記 要改善項目の状況および改善内容			

令和4年6月改訂

発行／小松市

編集／小松市教育委員会事務局生涯学習課